

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	17	担当課	畜産課
法令名	養鶏振興法	根拠条項	10-1	不利益処分の種類	ふ化業者の登録取消
養鶏振興法					
(昭和35.4.1 法49) 最終改正 平成11法185					
(ふ化業者の登録)					
第7条 ふ化業者は、そのすべてのふ化場(人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用に供する事業場をいう。以下同じ。)が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。					
一 ふ化場の施設で農林水産省令で定めるものが農林水産省令で定める基準に適合するものであること。					
二 種卵のふ化に関し農林水産省令で定める経験を有する者で種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれていること。					
2 ふ化業者は、前項の登録(以下「登録」という。)を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。ふ化場が当該ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合には、その書類のほか当該ふ化場が前項各号に掲げる要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けたことを証する書面を提出しなければならない。					
一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名)					
二 ふ化場の名称及びその所在地					
三 ふ化場の施設で農林水産省令で定めるもの					
四 ふ化場において種卵のふ化に常時従事する者の種卵のふ化に関する経験					
五 その他農林水産省令で定める事項					
3 都道府県知事は、登録の申請があった場合において、申請者が次の各号の1に該当するときは登録を拒むことができる。					
一 第10条第1項第2号、第3号又は第4号の規定により登録の取消を受けた日から2年を経過しない者					
二 前号に該当する者を除き、この法律若しくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した日から2年を経過しない者					
三 法人であってその役員のうちに前2号の1に該当する者があるもの					
4 登録は、登録簿に農林水産省令で定める事項を登載して行い、登録をしたときは、その旨を公示するものとする。					

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	養鶏振興法	根拠条項	資料番号	17	担当課	畜産課
			10-1	不利益処分の種類	ふ化業者の登録取消	
<p>5 都道府県知事は、登録をした場合において、登録を受けたふ化業者(以下「登録ふ化業者」という。)が他の都道府県の区域内にふ化場を開設してるときは、登録簿の当該ふ化業者に係る部分の写しを当該他の都道府県の知事に送付しなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、登録をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に対し、その理由を記載した文書をもって、その旨を通知しなければならない。</p> <p>第7条 登録ふ化業者が新たにふ化場を開設するときは、あらかじめ当該ふ化場が前条第1項各号の要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、当該ふ化場が登録ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内に開設されたものであるときは、同項の確認をした旨又は確認をしない旨の決定をした都道府県知事は、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>第10条 都道府県知事は、登録ふ化業者が次の各号の1に該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 ふ化場が第7条第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。</p> <p>二 新たにふ化場を開設した場合において、第8条第1項の規定による確認を受けないで当該ふ化場において種卵をふ化する事業を行ったとき。</p> <p>三 偽りその他不正な手段により確認又は登録を受けたとき。</p> <p>四 この法律若しくは家畜伝染病予防法若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>五 第7条第3項第3号に該当するに至ったとき。</p> <p>2 登録ふ化業者のふ化場が当該登録ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合において、その所在地を管轄する都道府県知事は、そのふ化場につき、登録ふ化業者が前項第1号から第4号までに掲げる事由に該当すると認めるときは、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、登録を取り消したときは、遅滞なく、当該登録の取り消しを受けた者に対し、その理由を記載した文書をもってその旨を通知するとともに公示しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、登録を取り消した場合において、登録の取り消しを受けた者が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、当該他の都道府県の知事に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>						